

改葬の補償及び祭し料調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知。以下「運用方針」という。）第22に規定する改葬の補償に係る調査算定及び運用方針第23に規定する祭し料に係る算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「墓地管理者」とは、墓地の維持管理を行っている管理者のことをいう。

2 この要領において「墓地使用者」とは、墓地について祭しを主宰する者のことをいい、通常墓地に存する墳墓の所有者と同一である。

3 この要領において「墳墓」とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又は、これと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し又は焼骨を埋蔵する施設をいい、墓石及び墓誌等の「墓碑類」と、これに附随する工作物（以下「墳墓工作物」という。）及び立竹木（以下「墳墓立竹木」という。）を含む一体の施設をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 墳墓に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓権利関係について、次に掲げる事項について行うものとする。

(一) 墓地管理者の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村吏員、集落の代表者、寺院の代表役員等から聴取するものとする。この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記記録等により次に掲げる事項を調査するものとする。

- ア 氏名又は名称及び住所又は所在地
- イ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ウ 包括団体の名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- エ 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- オ 永代使用料に関する事項

カ その他必要と認められる事項

(二) 墓地使用者の調査

墓地の区画ごとに、墓地管理者等から墓地使用者の氏名、住所等について聴取するものとする。この場合において、墓地使用者から維持、管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭しを主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者（以下「受任者」という。）、承継人等の氏名及び住所を調査するものとする。

(三) 墓地使用者単位の霊名簿（過去帳）の調査

前（二）で確定した墓地使用者（未確認のものを含む。）ごとに、次に掲げる事項を調査するものとする。

なお、調査については、原則として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）により行うものとし、墓地使用者等から確認を受けるものとする。

ア 法名（戒名）

イ 俗名、性別及び享年

ウ 死亡年月日

エ 墓石ごとの火葬、土葬の区分（土葬の場合は遺体数、火葬の場合は遺骨数）

オ 墓地使用者単位の霊数

カ その他必要と認める事項

二 墳墓の調査

墳墓の調査は、墓地使用者ごとに次に掲げる事項について行うものとする。

ア 墓地の配置状況、墓地使用者ごとの区画及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て行うものとする。

イ 墓石の形状、寸法、構造及び種類

ウ 墓誌等の形状、寸法及び種類

エ カロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取するものとする。

オ 墳墓工作物については、附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）に準じて調査するものとする。

カ 墳墓立竹木については、立竹木調査算定要領（平成30年2月7日付け国土用第33号土地・建設産業局総務課長通知。以下「立竹木要領」という。）に準じて調査するものとする。

キ その他補償額の算定に必要と認められる事項

ク 墳墓の概要が把握できる写真の撮影

(調査表)

第4条 墓地に関する調査は、前条の調査結果に基づき、墓地管理者調査表(様式第1号)、墓地使用(祭し)者調査表(様式第2号)及び墓碑類調査表(様式第3号)に、次に掲げる項目につき、それぞれに定める事項を記載することにより作成するものとする。

なお、墳墓工作物については附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木については立竹木要領に準じて、それぞれ調査表を作成するものとする。

一 墓地管理者調査表(様式第1号)

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墓地所在地
- ウ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- オ 包括団体の名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- カ 財産処分等に関する規則の有無
- キ 永代使用料に関する事項
- ク 墓地使用(祭し)者の氏名

二 墓地使用(祭し)者調査表(様式第2号)

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墓地の所在地
- ウ 墓地使用(祭し)者の氏名及び住所
- エ 受任者又は承継人の氏名及び住所並びに原因
- オ 墓地使用(祭し)者単位の霊数
- カ 番号(霊体ごとの整理番号)
- キ 法名(戒名)、俗名、性別、享年、死亡年月日及び火葬又は土葬の区分

三 墓碑類調査表(様式第3号)

- ア 調査年月日、調査者及び整理番号
- イ 墳墓の所在地
- ウ 墳墓所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)
- エ 墓地管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)
- オ 墓地所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地(法人を代表する者の住所及び氏名)
- カ 番号(墓石ごとの整理番号)
- キ 構造、種類、規模(墓石、墓誌、カロート等の形状、寸法、使用材料)、埋葬年月日、遺体数又は遺骨数及び土葬又は火葬の区分
- ク 単位

ケ 数量

(図面の作成)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 墳墓配置図
- 二 墓碑類の詳細図（墓石等の姿図、カロートの断面図等、数量計算に必要なもの）
- 三 写真撮影方向図

2 墳墓に関する図面は、原則として次により作成するものとする。

- 一 図面は、原則として墓地使用者（墳墓所有者）ごとに作成するものとし、共同墓地等において全体の区画を示す必要がある場合は、全体の墳墓配置図（区画図）を作成するものとする。
- 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格 A 列三版横とする。
- 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置するものとする。
- 四 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）までとする。
- 五 図面に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

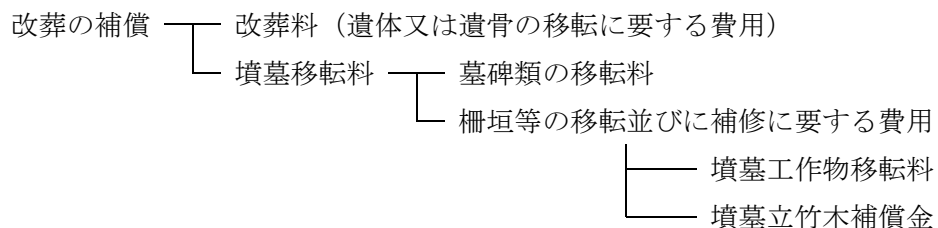
3 墳墓工作物は、附帯工作物要領に準じて、墳墓立竹木は、立竹木要領に準じてそれぞれ作成するものとする。

第3章 算定

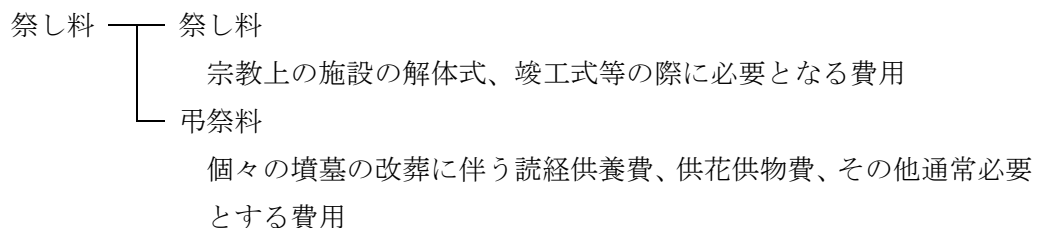
(補償額の構成)

第6条 改葬の補償及び祭し料の構成は、次のとおりとする。

〈改葬の補償の構成〉



〈祭し料の構成〉



(改葬の補償の算定)

第7条 改葬の補償の算定は、改葬補償金算定書（様式第4号）を用いて、次のとおり算定するものとする。

一 運用方針第22第1項（2）に掲げる墓碑類を移転するために要する費用は、次によるものとする。

（一） 墓碑類の移転料は、原則、復元に要する費用（以下「復元費」という。）とし、次に掲げる式により算定した額とする。

$$\text{復元費} = \text{復元工事費} + \text{解体処分費} - \text{発生材価額}$$

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

（二） （一）に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第7条により算定するものとする。

二 運用方針第22第1項（3）に掲げる柵垣等の移転並びに補修に要する費用は、次によるものとする。

（一） 墳墓工作物の移転料は、原則、復元費とし、次に掲げる式により算定した額とする。

$$\text{復元費} = \text{復元工事費} + \text{解体処分費} - \text{発生材価額}$$

ただし、復元することが困難な場合は、復元工事費にかえて再調達価格によるものとする。

（二） （一）に掲げる復元工事費、再調達価格、解体処分費及び発生材価額は、附帯工作物要領第7条により算定するものとする。

（三） 墳墓立竹木については、立竹木要領に準じて算定するものとする。

(祭し料の算定)

第8条 祭し料は、祭し料算定書（様式第5号）を用いて算定するものとする。